

消防協力者等損害補償条例施行規則等の一部を改正する規則

(消防協力者等損害補償条例施行規則の一部改正)

第 1 条 消防協力者等損害補償条例施行規則（昭和62年大阪市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第 2 条 条例第 5 条ただし書の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている <u>場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u> 、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 [(2) 略]	(休業補償を行わない場合) 第 2 条 [同左] (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている <u>場合</u> 、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 [(2) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年大阪市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1 ・ 2 略] 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する<u>懲役（以下「懲役」という。）</u>、旧刑法第 13 条に規定する<u>禁錮（以下「禁錮」という。）</u>若しくは旧刑法第 16 条に規定する<u>拘留（以下「旧拘留」という。）</u>の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する改正後の規則第 2 条第 1 号の規定の適用については、<u>懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u>	附 則 [1 ・ 2 同左] 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する<u>懲役</u>、旧刑法第 13 条に規定する<u>禁錮又は旧刑法第 16 条に規定する拘留</u>の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合は、改正後の規則第 2 条第 1 号の規定の適用については、<u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。